

議案第 6 号

**令和 5 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算**

令和 5 年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計
予算は、次に定めるところによる。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

山梨県後期高齢者医療広域連合長 山下 政樹

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 2 , 9 5 1 , 3
6 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借
入れの最高額は、1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算
の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと
定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合におけ
る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市町村支出金		19,708,995
	1 市町村負担金	19,708,995
2 国庫支出金		37,605,290
	1 国庫負担金	26,949,737
	2 国庫補助金	10,655,553
3 県支出金		9,429,167
	1 県負担金	9,366,611
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	62,555
4 支払基金交付金		45,338,354
	1 支払基金交付金	45,338,354
5 特別高額医療費共同事業交付金		40,000
	1 特別高額医療費共同事業交付金	40,000
6 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
7 繰入金		663,616
	1 一般会計繰入金	463,131
	2 基金繰入金	200,485
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		165,934
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	130
	3 雑入	165,801
歳 入 合 計		112,951,360

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		474,428
	1 総務管理費	474,428
2 保険給付費		112,042,300
	1 療養諸費	105,956,300
	2 高額療養諸費	5,635,000
	3 その他医療給付費	451,000
3 特別高額医療費共同事業拠出金		52,680
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	52,680
4 保健事業費		359,387
	1 健康保持増進事業費	359,387
5 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		20,563
	1 償還金及び還付加算金	20,201
	2 繰出金	362
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		112,951,360